

令和 7 年度

第 5 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 7 年 8 月 5 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 40 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

議案第 5 号 庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認について

議案第 6 号 庄原市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		19	道下 和子	○	
7	須應 敏明	○		20	小次 啓二	○	
8	寺西 玉実	○		21	天根 公昭	○	
9	森兼 貢	○		22	青才 弘江	○	
10	前田 耕廣	○		24	榮田 明美	○	
11	宮崎 譲	○					
12	竹森 達		○				

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	中村 雅文		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	木村 泰三	○		出張所長	糸原 秀晴		○
(西城出張所)				主 任	島田 竜矢	○	
出張所長	日野原 祥二		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	掛札 靖彦		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦	○	

事務局長	ただ今より、令和7年度第5回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分) 本日、12番竹森委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 それでは道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。
議長	(挨拶)
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 13番佐々木委員さん、14番田邊委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは議案に移ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号22から24の3件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。
7番須應委員	受付番号22について、前回の総会で同じ土地を同じ人物同士で利用権設定を計画されていましたが、今回はその利用権設定が所有権移転に変更となったということでしょうか。
事務局員 (本庁)	おっしゃる通りです。はじめは利用権設定を計画されていましたが、再度話し合った結果、所有権移転をするということで手続きを変更されました。このことについては、事前に、農地中間管理機構へ協議をしております。
議長	ありがとうございました。他にございませんか。 (なしとの声)

議長	それでは採決に移ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 22 から 24 の 3 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 22 から 24 の 3 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	失礼いたします。 第 2 号議案 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。 本市農業振興課から農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画原案について意見を求められています。 原案の内容は中間管理機構を通じて農地の利用権を設定、権利の移転をするものです。 内訳としまして、まず、利用権設定では、2 年契約が 1 件 2,479 ㎡、3 年契約が 1 件 1,745 ㎡、4 年契約が 8 件 29,103 ㎡、5 年契約が 9 件 36,173 ㎡、9 年契約が 2 件 11,430 ㎡、10 年契約が 6 件 34,997 ㎡、13 年契約が 9 件 94,939.34 ㎡で合計 36 件 210,266.34 ㎡となっております。 次に利用権移転では、残存期間が 2 年の 1 件 1,807 ㎡となっております。 詳細は、議案資料 1 ページから 78 ページのとおりです。 なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者であることを本市農業振興課から確認しております。 以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。 説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	以上で説明が終わりました。 皆様から何かご質疑等はございませんか。
3 番木村委員	促進計画案の一部に、貸付者と借受者が同一人物の方がいらっしゃいますが、これはどうしてでしょうか。
事務局員 (口和出張所)	この件については、農地の圃場整備を中間管理機構の事業で実施されており、その関係で一度、農地中間管理機構に預けた農地が自身に再分配される形となったため、同一人物が貸付者および借受者となっている状態です。今後、中間管理機構を通じた圃場整備事業で整備された農地がありましたら、今回のような計画書が提出されることもあると思います。
議長	ありがとうございました。 他にございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決の前に、「農業委員会等に関する法律」により議事参与の制限を受けることとなる、9 番森兼委員のご退席をお願いします。 《退席を確認》
議長	それでは採決に移ります。議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案の原案について異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。 9 番森兼委員さん、席へお戻りください。 《着席を確認》
議長	続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号 11 から 13 の 3 件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)

事務局員 (本庁)	受付番号 11 位 置 等：説明資料 2, 3 ページに記載 転用事由： 住宅用分譲地 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要
事務局員 (本庁)	受付番号 12 位 置 等：説明資料 2, 3 ページに記載 転用事由： 住宅用分譲地 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要
事務局員 (東城出張所)	受付番号 13 位 置 等：説明資料 4, 5 ページに記載 転用事由： 住宅用分譲地 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございますか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 11 から 13 の 3 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)

議長	それでは採決に移ります。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 11 から 13 の 3 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 4 号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号 19 から 21 の 3 件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	受付番号 19 位置等：説明資料 2, 6 ページに記載 潰廃事由：昭和 50 年頃に市道が出来て残地となり、自治会の要望があったので防火水槽の用地として提供し、上部は自家用の駐車場として使用しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は下部が防火水槽、上部は駐車場であり、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (西城出張所)	受付番号 20 位置等：説明資料 7, 8 ページに記載 潰廃事由：昭和 60 年頃に申請者の父が物置小屋を建設しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は小屋が建てられ宅地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (西城出張所)	受付番号 21 位置等：説明資料 7, 9 ページに記載 潰廃事由：昭和 50 年頃、申請地を住宅用駐車スペース・通路として整地しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は整地され宅地であり、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。

	(なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 19 から 21 の 3 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 19 から 21 の 3 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 5 号「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認について」を上程します。庄原市農業振興課から説明を求めます。
担当職員 (農業振興課)	資料にて、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、農用地区域からの除外等、計画の変更をしようとする土地について状況並びに変更する理由について説明 以下略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はありませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第 5 号「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認について」、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 6 号「庄原市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

事務局員 (本庁)	失礼いたします。議案第 6 号「庄原市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」説明いたします。 令和 7 年 7 月 15 日付で、井上伸啓推進委員から 7 月 15 日をもって推進委員を辞任したい旨の届が農業委員会に提出されました。 委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第 23 条第 1 項におきまして「委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されています。 今回の辞任の理由は、井上氏が、農業委員の欠員に伴う農業委員の募集に申し込みをされたことによるものです。推進委員は、農業委員との兼務が禁止されているため、このたび辞任をされるということです。 以上、説明を終わります。 ご審議の程、宜しく願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移させていただきます。 議案第 6 号「庄原市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」、同意することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、同意することに決定されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。 (その他事項について資料にて説明)
事務局員 (本庁)	○会長報告 ○報告事項 ・各種意見の本年度集約について ・「恵みの大地夏号」(7/22 発行)

事務局員 (本庁)	○協議事項 ・欠員に伴う委員の公募について【農地利用最適化推進委員】 ・就農応援フェアへの参加について「農業振興課・JA 出展参加」 →須應委員参加予定 ○今後の主な日程 の報告を行った。
議長	以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等がございますか。 (なしとの声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第5回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時40分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和7年8月5日

議長
(道下和子) _____

13番委員
(佐々木利雄) _____

14番委員
(田邊文隆) _____